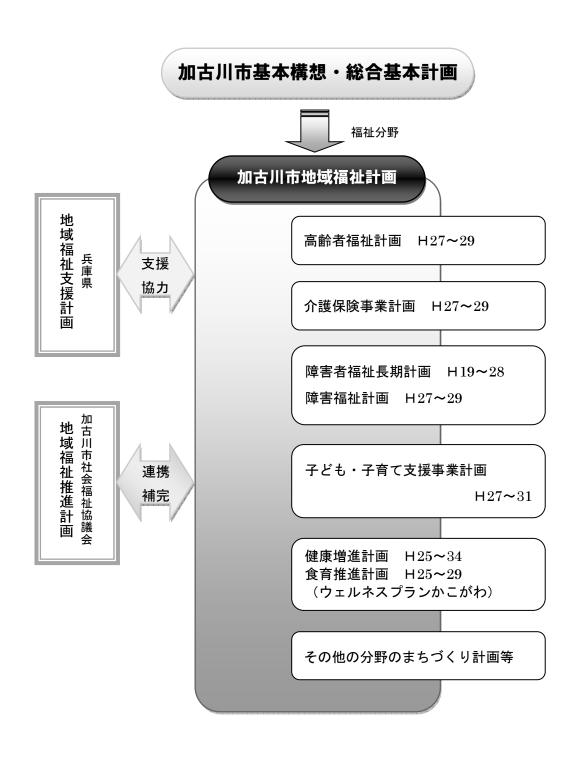
第**1**章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

第3期加古川市地域福祉計画(以下、「本計画」または「第3期計画」という。)は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、「加古川市基本構想・総合基本計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画等との整合性を図って策定します。



2 計画策定の趣旨

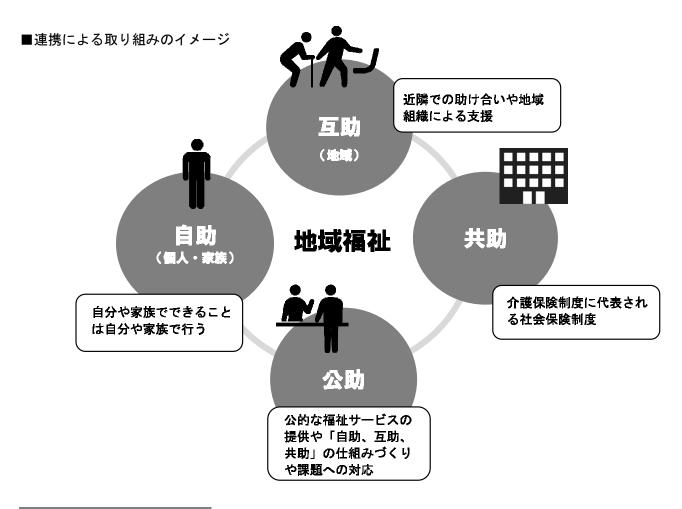
「加古川市地域福祉計画」は、加古川市の地域福祉に関する理念や取り組みの方向性を示す総合的な福祉計画として、平成18年3月の策定から5年ごとに見直しを行っています。

団塊の世代¹が 75 歳以上となる 2025 年以降、医療や介護の需要のさらなる増加が見込まれています。こうした中、だれもが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めることが求められています。

そのためには、様々な生活・福祉課題の解決に向けて住民が自ら行うこと(自助)、地域での 見守りや支えあい(互助)、介護保険制度等による社会保険制度(共助)、公的な福祉サービス (公助)の連携による取り組みが必要です。

さらには、高齢者だけではなく、子どもや障がいのある人を含め、地域で暮らすすべての人を支える仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、施策を推進していかなければいけません。

そのため、加古川市地域福祉計画(以下「第2期計画」という。)の最終年度となる平成27年度に、加古川市の地域福祉のさらなる推進をめざし、本計画を策定します。



¹ 団塊の世代:第二次世界大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。一般的に、1947 年(昭和 22 年) から 1949 年(昭和 24 年) にかけて生まれた世代をいう。

3 第2期計画期間中の主な動き

国の動き

国は、平成20年3月に「これからの地域福祉の在り方に関する研究会」の報告書をとりまとめ、公的サービスだけでは対応できない生活課題について、地域住民が主体的に関わり、支えあう「新たな支え合い」の強化などを住民と行政の協働で推進する必要性を示しました。

平成 23 年に起きた東日本大震災以降、改めて地域の絆が必要であると認識されました。平成 24 年の「社会保障・税の一体改革」において、子ども・孫・現役世代へのサポートを充実させ、全世代対応型の社会保障に転換が図られるなど、社会情勢の変化に応じた政策が展開されてきました。

平成 25 年には、「生活困窮者自立支援法」が公布(平成 27 年4月施行)され、生活に困っている人に対するセーフティネットの推進が定められました。平成 27 年に入り、「介護保険法」の改正、「子ども・子育て支援新制度」が施行されるなど、地域の生活課題を解決する取り組みが進められています。

加えて、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、住まい・医療・介護・介護予防・日常生活支援を充実する「地域包括ケアシステム」の考え方が導入され、高齢化が一段と進む平成37年(2025年)を見据えて、「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

兵庫県の動き

阪神・淡路大震災後の復興の取り組みを経て、より広義の「コミュニティづくり」の観点より 施策が展開されてきました。近年においては、急速な少子高齢化にあわせ、平成 24 年3月に「少 子高齢化社会福祉ビジョン〜新たな「豊かさ」の創造〜」が策定されました。

平成26年3月に策定された「第3期兵庫県地域福祉支援計画」では、多様化・複雑化する生活・福祉課題を解決するための地域社会における相互扶助機能が低下してきたことを課題として捉え、課題解決に向かう地域づくりを推進しています。

加古川市の動き

少子高齢化に伴い、近隣同士のつきあいやつながりといったソフト面での支援が必要となってきています。一方で、地域では社会的に孤立した人や支援に結びついていない人といった表面化していない問題も潜んでいます。そのために異なる世代での交流に力を入れるとともに、あらゆる分野との連携強化による地域包括ケアシステムの構築など、暮らしやすいまちをめざしていくことが求められています。

4 計画の性格

地域福祉を推進していく一環として、社会福祉法第 107 条で市町村が「地域福祉計画」を、同 法第 108 条で都道府県が「地域福祉支援計画」をそれぞれ策定することが規定されています。「加 古川市地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を図り、「個人が人 としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心し て生活が送れるよう自立支援することにある」という新しい社会福祉の目的を明確にし、本市の 実情にあった地域福祉を計画的に推進するためのものです。

社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

なお、平成 19 年 8 月 10 日付社援発第 0810001 号厚生労働省社会・援護局長通知により、 上記 1 ~ 3のほか、次の事項を盛り込むことが定められている。

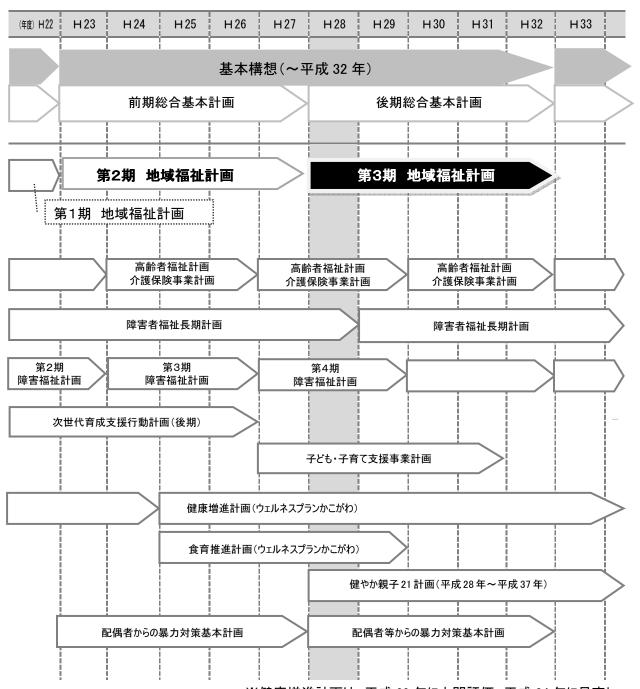
- ア 要援護者の把握に関する事項
- イ 要援護者情報の共有に関する事項
- ウ 要援護者の支援に関する事項

なお、平成26年3月27日付社援発0327第13号厚生労働省社会・援護局長通知により、上記1~3のほか、次の事項を盛り込むことが定められている。

- ア 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉政策との連携に関する事項
- イ 生活困窮者の把握等に関する事項
- ウ 生活闲窮者自立支援に関する事項

5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間とし、社会情勢の変化や市民のニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



※健康増進計画は、平成 29 年に中間評価、平成 34 年に見直し。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域及び市民団体代表者、 市民代表(公募委員)から構成される「加古川市地域福祉計画策定委員会」を設置し、幅広い分 野から意見を取り入れました。

